

JAF 北海道地域クラブ協議会 規 約

1986年4月1日施行
1986年4月14日実施
1991年1月1日改定
1992年1月1日改定
1994年1月1日改定
1995年12月17日改定
1997年1月1日訂補
1998年12月12日改定
2003年12月8日改定
2005年10月23日改定
2008年2月11日改定
2011年8月20日改定
2015年3月22日改定
2017年1月9日改定
2017年3月25日改定
2019年1月20日改定
2020年2月1日改定

※下線部分を変更

北海道地方に所在するJAF登録クラブ及び団体は、これらによって構成される協議会を通じて行動し、他地域との協和による成果とスポーツによる恵沢を確保し、自由、自主、自治を基本の理念として本規約を定める。

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当協議会は、JAF北海道地域クラブ協議会（略称：JMRC北海道、以下「道協」と呼称）という。

(事務局の所在地)

第2条 道協の事務局は、運営委員会の承認するところに置く。

(目 的)

第3条 道協は、北海道におけるJAF登録クラブ及び団体間相互の交流を強化し、かつモータースポーツ活動の振興と高揚をはかることを目的とする。

第2章 活 動

(活 動)

第4条 道協は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

1. J A F モータースポーツ審議会及び J A F モータースポーツ専門部会との関連のもとに行われる地域問題の解決。
2. 各競技における組織と競技内容等の充実と指導強化。
3. その他、第 3 条の目的に賛同し協力して目的を達成すると共に J A F 登録クラブ地域協議会連絡会議にて処置、解決できない全国的事業、地域的事業の推進。

第 3 章 組 織

(会 員)

第 5 条 北海道の全ての J A F 登録クラブ及び団体（特別団体を除く）は、道協に加盟することができる。ただし、道協の名誉を著しく損ないまたは道協の目的に多大な不利益をもたらせたとき、またそれらの恐れがあると認められた場合には、加盟を拒否する権利を有する。

(運 営)

第 6 条 道協の運営は、運営委員会（以下「運委」と呼称）が行う。

第 7 条 運委は、必要に応じて専門事項を取り扱う下部機関（作業部会等）を設けることができる。

第 4 章 役 員

(役員及びその定数)

第 8 条 道協は次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 運営委員長 | 1 名 |
| 2. 副運営委員長 | 2 名 |
| 3. 運営委員 | 6 名以内 |
| 4. 事務局長 | 1 名 |
| 5. 専門部長 | 5 名（5 部会） |
| 6. 監査 | 1 名 |
| 7. 会計 | 1 名 |

(役員資格)

第 9 条 役員は道協に加盟するクラブ及び団体に所属し J A F 発給の当該年度有効なスポーツライセンス所持者とする。ただし、監査はこのかぎりではない。

(役員選出)

第 10 条 役員を選任は、次によって行う

1. 運営委員長、副運営委員長は、運営委員および専門部長の互選により選出される。
2. 運営委員は道協クラブ団体代表者会議において選出され、道協総会において承認される。なお、選出方法は第 11 条による。

3. 事務局長は、運営委員長によって指名され、運委において承認される。
4. 専門部長は、現行の各専門部会により指名され運委において承認される。
 - 1) 各専門部長は2名以上4名以下の各専門部員を選出することができる。
 - 2) 各専門部員の任期は役員と同一の2年間とし再任は妨げない。
5. 副専門部長は、各専門部員より選出され運委によって承認される。
6. 監査は、運委によって指名される。
7. 会計は、事務局長が指名し、運委において承認される。

(運営委員の選出方法)

第11条 運営委員の選出方法は、次のとおりとする。

1. 原則として新事業年度の前年最終に開催される道協クラブ団体代表者会議において、6名以内の運営委員を選出する。
2. 選出条件は、立候補を基本とし、第9条の資格を有する者とする。また、所属するクラブ団体代表者の推薦を必要とする。
3. 上記2項の ひとつの登録クラブ団体が推薦できる候補者の数は、所属するクラブ団体の所属員について最大2名までとする。
4. 立候補手続きは、所定の申請書により新事業年度の1か月前から2週間前までに、JMRC 北海道事務局に行うこととし、事務局長がこれを管理する。
5. 事務局長は、締切り後に集計し、立候補者が規定数以内の場合は総会での承認、選挙の必要がある場合はその旨を、いずれの場合においても速やかに、加盟する全てのクラブ団体に通知するものとする。
6. 立候補者が規定数以上の場合は、上記1項の道協クラブ団体代表者会議において、第17条および第22条の4項に従い選出するものとする。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 運営委員長は、協議会を代表する。
2. 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長が職務遂行不可能なときは、その職務を代行する。
3. 運営委員は、北海道における会員相互間の交流及びモータースポーツ活動の振興と高揚を図るため、運委の会務を執行する。
4. 事務局長は、道協事務局内の事務を取扱し、執行する。また、会計を兼務することを妨げない。
5. 専門部長は、各種競技規則の策定、セミナー開催、オーガナイザー並びに参加者との交流・調整等を含め競技に関する専門事項全般を取扱い、部会を執行する。
6. 副専門部長は、専門部長を補佐し、専門部長が職務遂行不可能なときは、その職務を代行する。
7. 監査は、会計を監査し、運委及び道協総会に報告する。
8. 会計は、事務局長を補佐し、道協の出納事務を行う。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 役員の任期は2年間とするが、再任を妨げない。
2. 補充または増員によって就任した役員の任期は、他の同職の役員の任期と同時に終了する。
3. 役員は任期終了後も後任者が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

(顧問)

第14条 JMR C北海道の役員を経験した経歴者の中から運営委員長が指名し、運委が承認した者は顧問に就任することができる。

顧問は本協議会の理念、目的のために提言することができる。

(役員の解任)

第15条 役員が道協の名誉を著しく損ないまたは道協の目的に多大な不利益をもたらしたときは、運委の決議にもとづき解任することができる。

第5章 会 議

(会議)

第16条 会議は、次のとおりとする。

1. 道協総会
2. 道協臨時総会
3. 運委
4. 専門部会
5. 道協クラブ団体代表者会議

(議決権の行使)

第17条 会員の議決権は、次のとおりとする。

1. 会議(前条1.2.5)における議決権は、1クラブおよび団体を各1つとする。
2. 前項の会議に出席し議決権を有する者は、クラブ及び団体の代表者またはその代表者から委任をうけた代理出席者とし、JAF発給の当該年度有効なスポーツライセンス所持者または運委が認めた者とする。

(道協総会)

第18条 道協総会は、次によって行う。

1. 道協総会は道協の最高決議機関である。
2. 召集は運営委員長が行い、議長は運営委員長が指名する。
3. 道協総会は毎事業年度終了後すみやかに開催することを基本とする。
4. 会議の成立は、委任を含め過半数の会員の出席をもって成立とし、出席会員の過半数で決議する。なお、可否同数の場合は、議長の決定を最終とする。

5. 道協臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の要請があったとき運営委員長が招集する。なお、会議の成立については、道協総会に準ずることとする。

(運営委員会)

第19条 運委は、運営委員長が召集し、議長となる。

(運営委員会の構成)

第20条 運営の構成を次のとおりとする。

1. 運委は、運営委員長、副運営委員長、運営委員及び事務局長、各専門部長、及び運委で承認された者で構成される。
2. 前項の者のほか運委が認めた者、並びに顧問は会議に出席することができるが、議決権は与えられない。また、運委が承認した場合を除き道協の職務を遂行することはできない。

(運営委員会における決議)

第21条 運委は、委任状を含め過半数の出席により成立し、出席委員の過半数で決議する。

なお、可否同数の場合は、議長の決定を最終とする。

(道協クラブ団体代表者会議)

第22条 道協クラブ団体代表者会議は、次によって行う。

1. 道協クラブ団体代表者会議は、原則として運委開催日と同日に開催し、運営委員長が議長となる。
2. 会議の開催日時等については、道協のウェブサイトに掲載されるものとする。
3. 会議は会員がモータースポーツ活動の意見交換等を行う場としての位置づけとする。
4. 決議を必要とする場合は、第17条および第18条の4項によるものとする。

第6章 事 務 局

(事務局)

第23条 道協は、会務を処理するために事務局を置く。

第7章 会 計

(事業年度)

第24条 道協の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

ただし、事業年度の変更に伴い、2020年度に限り、2019年11月1日に始まり2020年12月31日に終わるものとする。

(資産の管理)

第25条 道協に資産のある場合は運営委員長が管理し、その方法については運委の定めるところによる。

(監査)

第26条 道協は、事業年度の終了後、資産会計について監査を受けなければならない。

第8章 規 約

(規約変更)

第27条 道協の規約変更は、次によって行う。

1. 本規約の変更は、道協総会または道協臨時総会において行う。
2. その決定は、出席者の過半数の決議を必要とする。

第9章 細則及び付則

(細 則)

第28条 本規約に定めるもののほか道協の事業の運営上必要な細則は、運委で定めることができる。

(付 則)

第29条 本規約は、2020年2月1日から施行する。